

小田原市危険物施設の審査基準の設定について

1. 目的並びに背景

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条及び第11条の規定に基づく仮貯蔵、仮取扱い及び危険物施設の設置等申請に係る審査並びに危険物施設に係る届出の審査に必要な事項を定めるとともに、消防法令等には明記されていない抽象的な事項及び裁量の余地がある部分について、本市で適用する指導基準及び特例基準を示すことにより、事務の効率化及び平準化を推進することを目的としています。

2. 内容

小田原市消防本部管内における、危険物の規制事務及び危険物施設の設置申請等に係る審査、検査等に必要となる基準です。

詳細は、別紙「小田原市危険物施設の審査基準」のとおりです。

3. 根拠法令等

- ・消防法
- ・小田原市火災予防条例

4. 施行日

令和8年4月1日予定